

泉佐野市折り畳み式ネットボックス購入費助成金交付の手引き

◎補助金の交付申請は、事前に環境衛生課との事前協議が必要です。

※既に購入されている場合には、補助金の交付は受けられません。

◆補助対象者

市内において、おおむね10世帯のごみ集積所を管理する自治会または任意団体の代表者

◆助成金の交付対象製品

ごみ集積所においてごみの飛散防止及びカラス等の鳥獣による散乱防止対策として利用するもので以下の条件をすべて満たすものが対象となります。※防鳥ネット等の平面状のネットは補助の対象とはなりません。

- ①中身が確認できるメッシュタイプ、ネットタイプなどで、蓋つきで耐久性のあるもの。
- ②用具を使用することなく前後・左右等に折り畳むことが出来るもの。
- ③前面からのごみの出し入れが容易であり、円滑に収集作業が行えるものであること。

◆助成対象経費

折り畳み式ネットボックスの購入費用（税込）

※既に設置されたものや修理費、加工費、送料及び運搬費用は対象経費となりません。

◆助成金の額

ネットボックス1個あたりの送料等を除く購入価格（消費税を含む）の2分の1に相当する額（ただし、1,000円未満の端数は切り捨て）とし、50,000円を上限とする。交付決定の総額が予算額に達した場合、その時点で受付を終了とする。

◆受付期間

4月1日から3月31日の期間に申請の順で、受付します。

交付決定の総額が予算額に達した場合、その時点で受付を終了します。

助成金が交付されるまで

～助成金申請前の事前協議～

ネットボックスの設置場所、形状や仕様等について事前に協議が必要です。(様式 1)

- ①見積書及びカタログ等
- ②設置予定場所の写真及び配置予定図(様式 1-1)
- ③利用予定世帯のわかる書類(様式 1-2)
- ④設置予定場所の土地所有者の同意書又は使用許可書の写し(様式 1-3)(私有地の場合)

【現地調査】

折り畳み式ネットボックス設置確認のため、市職員がごみ集積所を現地調査します。その後、設置が可能であれば、折り畳み式ネットボックス事前協議結果通知書を申請者に郵便にて通知します。

～折り畳み式ネットボックスの購入と設置～

※購入後に設置する際は、事前に環境衛生課に連絡ください。

※折り畳み式ネットボックス事前協議結果通知前に購入した場合、補助金の対象になりませんのでご注意ください。

1.助成金の交付申請

申請書(様式 3)に必要事項を記入し、下記の書類を添付して環境衛生課へ申請してください。

- ①ネットボックスを購入したことを証明する領収書(製品の名称、購入店名及び購入日が記載されたもの)の原本とその写し、もしくは販売証明書(様式 6)
- ②購入した助成対象のネットボックスの保証書(あれば添付)
- ③泉佐野市折り畳み式ネットボックスの管理に関する誓約書(様式 4)
- ④ネットボックスの設置後の写真

【交付決定】

書類の審査後に、折り畳み式ネットボックス購入費助成金(交付・不交付)決定通知書(様式5)と購入助成金交付請求書を申請者に郵便にて通知します。

2.請求書の提出

請求書を提出してください。

【指定口座への振込み】

請求書に記載されている口座名義人(申請者)の口座に助成金を振込します。